

1 特定施設（法第2条第1項）

次表に掲げる特定施設を有する工場・事業場は、特定工場となり、振動規制法によりその所在地を管轄する市町村長への届出が必要である。

番号	施設名	規 模	
1	金属加工機械	(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く。
		(ロ)機械プレス	
		(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1kW以上のものに限る。
		(ニ)鍛造機	
		(ホ)ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力が37.5kW以上のものに限る。

番号	施設名	規 模	
2	圧縮機		
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。	
4	織機	原動機を用いるものに限る。	
5	(1)コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。	
	(2)コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る。	
6	木材加工機械	(イ)ドラムパーカー	
		(ロ)チップパー	
7	印刷機械	原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。	
9	合成樹脂用射出成形機		
10	鋳造型機	ジョルト式のものに限る。	

2 特定建設作業（法第2条第3項）

次表に掲げる特定建設作業は、法によりその作業地を管轄する市町村長への届出が必要となる。

番号	作業の種類
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）